

高齢者・障害者を被害者とする主な救済措置の事例

1. 駅員による車椅子利用者に対する乗車拒否事案

◆ 車椅子利用者が電車で乗車しようとした際、駅員に乗車の補助を依頼したところ拒否され、さらに、車椅子利用者の乗車自体を拒否する旨の発言をされたとして、介助していた親族から法務局に相談がされた事案である。

法務局が鉄道会社から事情を聴取したところ、当該駅員が、車椅子利用者が鉄道を利用する際には事前の連絡が必ずあるものと思い込んでいたとの説明があった。

法務局が確認したところ、鉄道会社は謝罪の意向を有していたことから、そのための話し合いの場を設けた。その話し合いの場において、鉄道会社が相談者に対して謝罪するとともに、再発防止に取り組んでいくことなどの意向を示し、相談者側の納得が得られた。(措置:「調整」)

2. 精神障害を理由とするスポーツクラブの入会拒否事案

◆ 申告者がスポーツクラブに入会申込をしたところ、精神障害を理由に入会を拒否されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が事情を確認したところ、スポーツクラブ側からは、精神障害がある方については、受入れ体制が整っていないことなどから、一律に入会を拒否しているとの説明があった。

そこで法務局が、専門医の意見等をスポーツクラブ側に提示の上、精神障害を理由に一律に入会拒否することについての人権上の問題を指摘し、再考を促した結果、スポーツクラブ側は方針を改め、個別の事情を考慮して入会の可否を判断する取扱いに変更した。(措置:「援助」)

3. 障害者支援施設の職員による虐待事案

◆ 障害者支援施設の職員が、利用者に対し、馬乗りになって殴るなどの暴行を加えたとの内容の新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。

法務局が本件施設の管理者等に事情を聴取したところ、本件施設の職員が利用者にも暴行を加えた事実が認められた。

そこで法務局は、本件施設の管理者に対し、施設職員に対する監督、指導を徹底するなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「要請」)

4. 介護老人保健施設の職員による入居者に対する虐待事案

◆ 介護老人施設に勤務する者から、施設職員が寝たきりの入居者に対し、たたいたり暴言を発しているとして、法務局に情報提供がされた事案。

- 法務局が提供された情報を確認・分析するとともに、本件施設職員などから事情を聴取したところ、施設職員が半身不随で認知症の入所者に対し、オムツ交換時に顔面を平手でたたいたり、髪の毛を掴んで体を起こすなどの虐待行為を継続的に行っていた事実が認められた。
- そこで法務局は、当該施設職員に対し、本件虐待行為の重大性を認識し、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。
- また、本件施設を運営する理事長に対し、施設職員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努めるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

5. 夫の妻に対する暴力事案

◆ 身体が不自由で要介護認定5を受けている高齢の被害者より、夫から暴力をふるわれる旨の被害申告があり、調査を開始した事案。

調査の結果、相手方夫が、被害者妻に対し、暴力をふるったことは確認できなかったものの、口論になった際、きつい言葉を使ったことは認められた。

被害者妻としては、法務局が関与したことで、相手方夫に対して今まで言えなかったことを伝えることができたこと、また、法務局が関係機関に働きかけを行いヘルパーの訪問回数が増えたことなどから、法務局に対し謝意を述べるに至った。（措置：「援助」）